

## 第九章 罰 則

(侵害の罪) (見出し改正、平一八法律五五)

第七八条 商標權又は専用使用權を侵害した者(第三十七条又は第六十七条の規定により商標權又は専用使用權を侵害する行為とみなされる行為を行った者を除く。)は、十年以下の懲役若しくは千萬元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。(改正、平五法律二六、平一八法律五五)

[旧法との関係] 三四条

[趣 旨]

本条は、商標權侵害罪についての規定である。構成要件は具体的には二五条に規定され、更に二条の定義とも関係する。平成一八年の一部改正においては、特許法と同様の理由から、三七条又は六七条の規定により商標權又は専用使用權の侵害とみなされる行為を行った者が本条から除外され、次条に新たに規定された。

本罪は非親告罪である。

なお、本条のみならず、以下数条の罰則規定は実質的な意味での刑法の一部であるから刑法総則の規定の適用がある。したがって、未遂犯及び過失犯は不可罰であり、構成要件要素として常に故意を必要とする。

平成五年の一部改正において、特許法と同様の理由から、罰金額の引き上げがなされ、さらに平成一八年の一部改正において、特許法と同様の理由から、懲役刑の上限が一〇年、罰金額の上限が一〇〇万円に引き上げられ(みなし侵害行為を

除く)、懲役刑と罰金刑の併科が導入された。

(同前)

第七八条の二 第三十七条又は第六十七条の規定により商標権又は専用使用権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。(本条追加、平一八法律五五)

〔旧法との関係〕

該当条文なし

〔趣旨〕

本条は、平成一八年の一部改正において新設された。趣旨については特許法一九六条の二の〔趣旨〕参照。

(詐欺の行為の罪)

第七九条 詐欺の行為により商標登録、防護標章登録、商標権若しくは防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録、登録異議の申立てについての決定又は審決を受けた者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

(改正、平五法律二六、平八法律六八)

〔旧法との関係〕

三五条一号

〔趣旨〕

本条は、詐欺の行為の罪についての規定である。本罪で可罰行為であっても、その登録又は審決の効力はそれによって影響されない。

なお、平成八年の一部改正において登録後の異議申立制度を導入したことに伴い、詐欺の行為により登録異議申立てについての決定を受けた場合も本罪の対象とすることとした。  
詳しくは特許法一九七条の「趣旨」を参照されたい。

(虚偽表示の罪)

第八〇条 第七十四条〔虚偽表示の禁止〕の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。(改正、平五法律二六)

〔旧法との関係〕 三五条二号及び三号

〔趣旨〕

本条は、虚偽表示の罪を規定する。実質的な構成要件は七四条の規定するところである。なお、特許法一九八条の「趣旨」を参照されたい。

(偽証等の罪)

第八一条 この法律の規定により宣誓した証人、鑑定人又は通訳人が特許庁又はその囑託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述、鑑定又は通訳をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の罪を犯した者が事件の判定の謄本が送達され、又は登録異議の申立てについての決定若しくは審決が確

定する前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。(改正、平八法律六八、平一一法律四二)

〔旧法との関係〕 三六条

〔趣旨〕

本条は、偽証の罪についての規定である。

なお、平成八年の一部改正において登録後の異議申立制度を導入したことに伴い、登録異議申立ての審理において宣誓をした者が偽証をした場合であって、登録異議申立てについての決定が確定する前に自白したときには、刑を減輕し又は免除することができる旨の規定を二項に追加した。

詳しくは特許法一九九条の「趣旨」を参照されたい。

(秘密保持命令違反の罪)

第八十一条の二 第三十九条において準用する特許法第百五条の四第一項の規定(第十三条の二第五項において準用する場合を含む。)による命令に違反した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。(改正、平一七法律七五)

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

3 第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。(本項追加、平一七法律七五)  
(本条追加、平一六法律二二〇)

〔趣旨〕

本条は、平成一六年の裁判所法等の一部改正により新設された規定であり、秘密保持命令による営業秘密の保護の実効性を確保する観点から、秘密保持命令違反の罪を定めるものである。詳しくは、特許法二〇〇条の二の「趣旨」を参照されたい。

なお、平成一七年の不正競争防止法等の一部改正に伴って、一項において懲役刑と罰金刑の併科が導入され、罰金額の上限が引き上げられるとともに、三項においては秘密保持命令違反については国外犯も処罰の対象に追加した。

(両罰規定)

**第八二条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第七十八条、第七十八条の二〔侵害の罪〕又は前条第一項〔秘密保持命令違反の罪〕 三億円以下の罰金刑（改正、平一七法律七五、平一八法律五五）

二 第七十九条〔詐欺の行為の罪〕又は第八十条〔虚偽表示の罪〕 一億円以下の罰金刑（改正、平一六法律二二〇、平一七法律七五）

2 前項の場合において、当該行為者に対してした前条第二項の告訴は、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法人又は人に対してした告訴は、当該行為者に対しても効力を生ずるものとする。（本項追加、平一六法律二二〇）

3 第一項の規定により第七十八条、第七十八条の二又は前条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。（本項追加、平一八法律五五）

(改正、平八法律六八、平一一法律四一)

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣旨〕

本条は、法人などにも刑罰を課する旨を規定したいいわゆる両罰規定である。詳しくは、特許法二〇一条の「趣旨」を参照されたい。

なお、平成八年の一部改正において、法人による偽ブランド事件の抑止力を十全なレベルに高めるため、商標権の侵害の罪について法人重課の対象とした。商標権の設定は、業務上の信用の維持を図ることにより取引秩序の維持や産業の発達に寄与しつつ、需要者の利益保護を図るものであり、これを侵害する罪は、国民経済に与える影響が大きい。にもかかわらず法人に対する罰金額が個人の場合と同額では法人に対する犯罪の抑止力として十分ではないと考えられたのである。罰金額については、法人重課を導入している他の経済法（不正競争防止法、独占禁止法、証券取引法）の罰金額の水準を参酌しつつ、法人と自然人との資力格差、罰金額の感銘力などを総合的に勘案して法人に対する罰金額の上限を一億五〇〇〇万円とした。さらに、侵害の罪を法人重課の対象とするにあたって、「故意」を限定的に解釈して「不正の目的」等の処罰限定要件を課すことの是非についても検討されたが、裁判実務の上で量刑の軽重に反映させれば十分との判断により課さないこととした。

また、平成一一年の一部改正において、特許法と同様の理由により、七九条の罪（詐欺の行為の罪）、八〇条の罪（虚偽表示の罪）について、法人重課を導入し、法人に対する罰金額の上限を一億円とした。

平成一六年の裁判所法等の一部改正において、特許法と同様の理由により、秘密保持命令違反行為を行った者の属する法人に対しても法人重課を導入し、法人に対する罰金額の上限を一億円としたが、平成一七年の不正競争防止法等の

一部改正により、同上限は一億五〇〇〇万円に引き上げられた。

さらに、平成一八年の一部改正において、特許法と同様の理由から、侵害の罪及び秘密保持命令違反の罪に対して、法人に対する罰金額の上限は三億円に引き上げられた。

二項は、平成一六年の裁判所法等の一部改正に伴って新設された規定であり、行為者の罰則と同様に親告罪であること及び行為者に対する告訴の効力が事業主に対しても不可分のに及ぶことを確認的に明らかにするものである。

三項は、平成一八年の一部改正において、特許法と同様の理由から、両罰規定における時効の期間の調整をするために追加された規定である。

〔参考〕

〈秘密を漏らした罪〉本法には特許法二〇〇条に相当する秘密を漏らした罪はない。これは特許法が発明の獨創性をきわめて重大視し、その漏洩による出願人の損害が大きいことに比べ、商標法では商標の獨創性は問題とはならないからである。しかし、一般的に特許庁の職員に関して国家公務員法一〇〇条の秘密を守る義務が課せられ、その違反に対して刑罰が科せられることはいうまでもない。

(過料)

**第八三条** 第二十八条第三項(第六十八条第三項において準用する場合を含む。)において準用する特許法第七十条第三項において、第四十三条の八(第六十条の二第一項及び第六十八条第四項において準用する場合を含む。)若しくは第五十六条第一項(第六十八条第四項において準用する場合を含む。)において、第六十一条(第六十八条第五項において準用する場合を含む。)において準用する同法第七十四条第二項において、第六十二条第一項(第六十八条第五項において準用する場合を含む。)において準用する意匠法第五十八条第二項におい

て、又は第六十二条第二項（第六十八条第五項において準用する場合を含む。）において準用する同法第五十八条第三項において、それぞれ準用する特許法第五百十一条において準用する民事訴訟法第二百七条第一項の規定により宣誓した者が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述をしたときは、十万円以下の過料に処する。

（改正、昭四五法律九一、平五法律二六、平六法律二一六、平八法律六八、平八法律二一〇、平一〇法律五一、平一一法律四一、平一五法律四七）

〔旧法との関係〕 三六条ノ二

〔趣旨〕

本条は過料についての規定である。

なお、平成八年の一部改正において異議申立制度を登録前から登録後に移行させたことに伴い、登録後の異議申立ての審理において民事訴訟法の規定による宣誓をした者が虚偽の陳述をした場合を過料の対象とするための所要の改正を行った。

また、平成十一年の一部改正において、二八条三項及び特許法七一条三項が改正されたことに伴い、該当箇所を改正した。

さらに、平成一五年の一部改正において、特許法一七四条三項が二項に移動したことに伴い該当箇所を改正した。詳しくは、特許法二〇二条の〔趣旨〕を参照されたい。

（同前）

第八四条 この法律の規定により特許庁又はその嘱託を受けた裁判所から呼出しを受けた者が正当な理由がないに出頭せず、又は宣誓、陳述、証言、鑑定若しくは通訳を拒んだときは、十万円以下の過料に処する。(改正、平五法律二六)

〔旧法との関係〕 三七条

〔趣旨〕

特許法二〇三条の「趣旨」参照。

(同前)

第八五条 証拠調又は証拠保全に関し、この法律の規定により特許庁又はその嘱託を受けた裁判所から書類その他の物件の提出又は提示を命じられた者が正当な理由がないのにその命令に従わなかつたときは、十万円以下の過料に処する。(改正、平五法律二六)

〔旧法との関係〕 三七条ノ二

〔趣旨〕

特許法二〇四条の「趣旨」参照。